

第5次阿久比町総合計画における「参画・協働の行動指針」

基本計画第1章・第3節 道路・交通網

環境に配慮し、鉄道などの公共交通機関を利用しましょう。
生活道路の拡幅に協力しましょう。

「参画・協働の行動指針」とは、住民一人一人がそれぞれの立場でできることを示したもので、町民まちづくり会議から提案されたものです。

施設使用料減免申請を受け付け

平成23年10月使用分からの施設使用料減免申請の受け付けを行っています。判定シートをご覧になり減免を希望する団体の方は、施設使用料減免申請書に添付書類を添えて、5月31日(火)までに所管課へ提出してください。添付書類は、会員名簿、会則、決算書または予算書です。

問い合わせ先 企画財政課 ☎(48)111(内303)

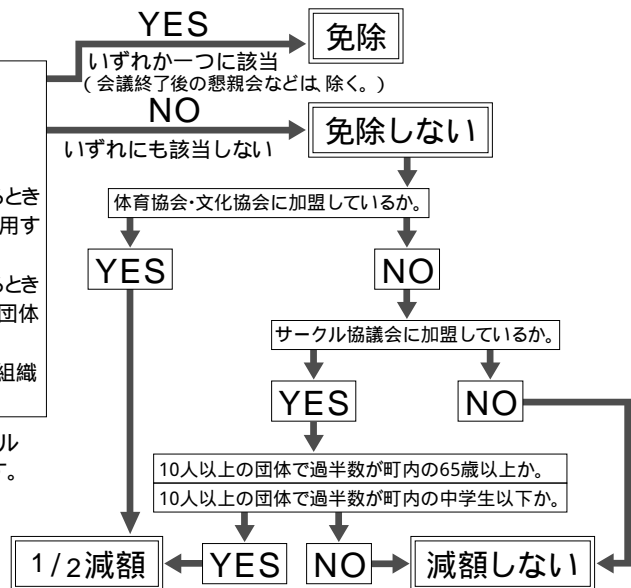
判定シート

国、県、町および町の機関が使用するとき
町および町の機関が主催または共催するとき
町内の各種団体が行政活動の協力目的などで使用するとき
大字や自治会が行政活動を補完する目的で使用するとき
町が認める行政活動を補完する団体が団体本来の目的で使用するとき
社会福祉協議会が所管する福祉関係団体が団体本来の目的で使用するとき
町内の保育園、幼稚園、小・中学校が正規の教育課程などで使用するとき
体育協会・文化協会に加盟し、全員が町内の小・中学生で組織する団体が団体本来の目的で使用するとき
体育協会・文化協会に加盟し、全員が町内の65歳以上の高齢者で組織する団体が団体本来の目的で使用するとき

新たに免除・減額を希望する団体は、体育協会・文化協会・サークル協議会のいずれかに加盟し、減免の許可を受ける必要があります。(継続的な活動を行っている団体が対象)

丸山公園の夜間照明設備の使用料は減免しません。

冷暖房費は免除団体については免除しますが、その他の団体は徴収します。



問い合わせ 総務省東海総合通信局
不法無線局の相談
☎052(971)9107
テレビなどの受信障害の相談
☎052(971)9648



【技適マーク】

電波の利用にはルールがあります。コードレス電話や特定小電力トランシーバーなどの無線機器を購入するときは、必ず「技適マーク」が付いているか確認してください。外国規格のトランシーバーは、防炎行政用無線やテレビ放送などに妨害を与える恐れがあり、国内では使用できません。



守って！電波のルール
電波利用環境保護周知啓発
強化期間 六月一日～十日